

総務文教常任委員会・民生福祉常任委員会 連合審査会審査日程

日 時 令和3年11月29日（月）

本会議終了後

場 所 第2委員会室

審査内容

- 1 議案第87号 山陽小野田市地域交流センター条例の制定について（市民活動）
- 2 議案第88号 山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について（社福）
- 3 議案第93号 山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について（地域）
- 4 議案第94号 山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定について（社会教育）

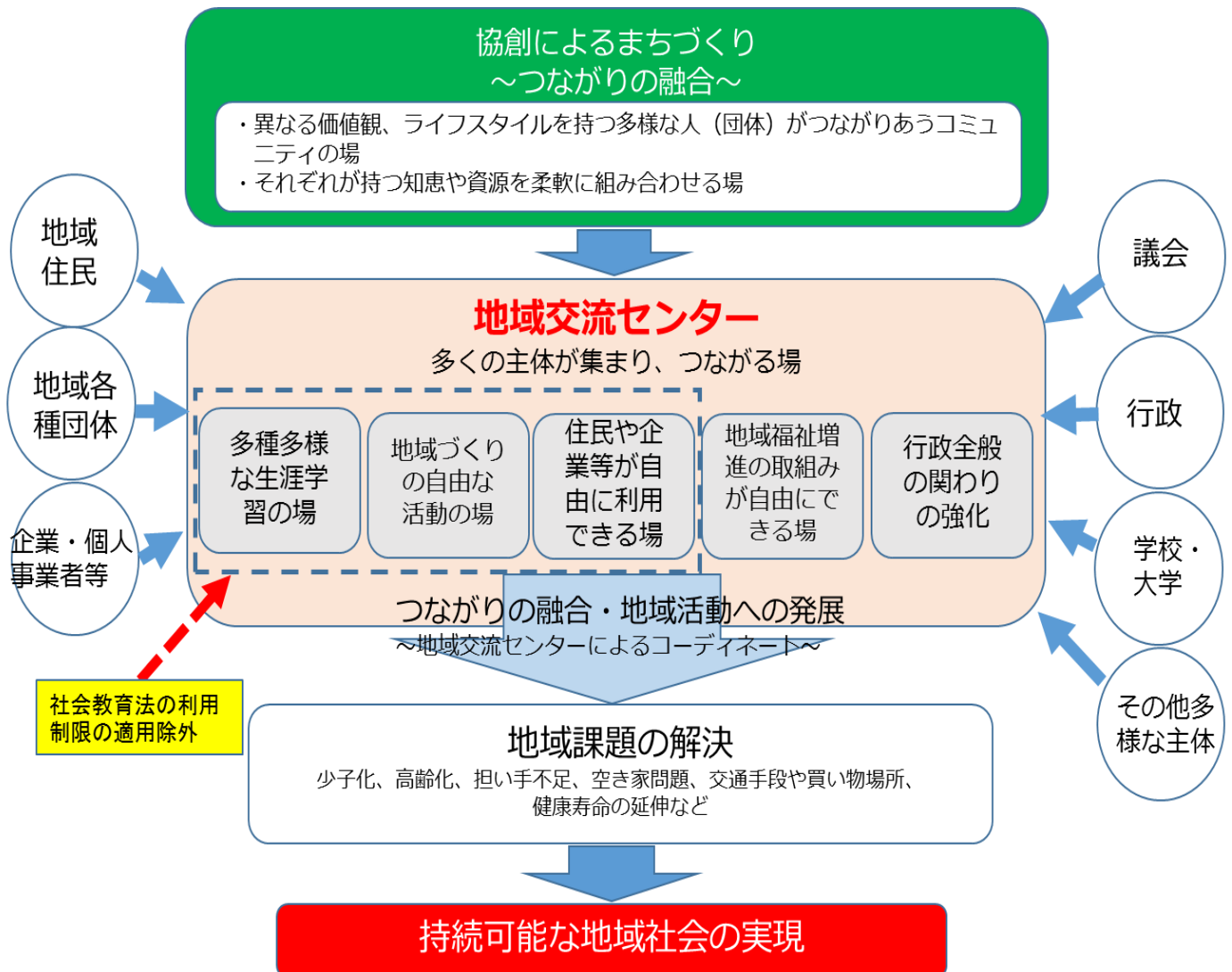
資料1

公民館の地域交流センター化について

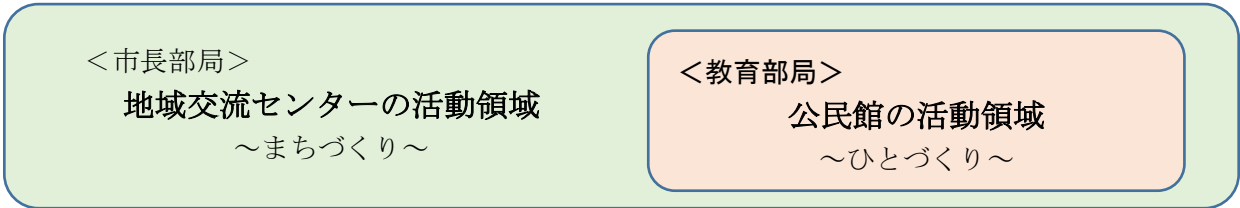
1 地域交流センターの目指すもの

多様な主体と行政が、持続可能な地域社会の実現という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合い「協創によるまちづくり」を実践するには、そのための活動の拠点が必要である。そこで、現在、教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管するとともに、福祉センター機能を統合し、多様化、複雑化する地域課題の解決に取り組むための多機能型施設に進化した地域交流センターを設置する。

【目指すべき施設】



2 地域交流センターの活動の領域(公民館の領域を包含した領域)



3 公民館と地域交流センターの比較

	公民館	地域交流センター
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	山陽小野田市公民館条例	(案) 山陽小野田市地域交流センター条例
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
メリット	・生涯学習機会の提供	○多種多様な生涯学習 ・生涯学習機会の提供 ・有償講座等による学習機会範囲の拡大 ○地域づくりの自由な活動の場 ・生活用品等の移動販売 ・特産物の有償提供など多用途利用が可能 ○住民や企業等が自由に利用できる場 ・企業や個人事業者等の研修や営業活動等の利用 ・企業等が連携した地域貢献活動の利用 ○地域福祉増進の取組みが自由にできる場 ・介護予防、日常生活支援事業等での活用 ○行政全般の関わりの強化 ・よろず相談等、住民の困りごとを行政に繋ぐ場
デメリット	・営利目的利用禁止に伴う地域の活動の限定 ・有償講座禁止に伴う学習機会の範囲の限定	

4 地域交流センター移行に伴う課題

- ア 地域交流センターに名称が変更することによる地域住民の不安感の解消
- イ 利用拡大に伴った活動への影響が生じることへの地域住民の不安感の解消
- ウ 市役所内の地域課題解決に向けたつながりの強化
- エ 地域交流センター職員の資質向上及びセンター事業運営の予算の確保

5 地域交流センター運営に伴う本庁部局の役割

	市民部(市民活動推進課)	教育委員会(社会教育課)	福祉部	関係各課
地域づくりの支援	○			
生涯学習の推進		○		
地域福祉の増進			○	
地域課題解決に向けた取組				○
施設管理	○			

○公民館の地域交流センター化について

1. 協議事項

教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管することについて

2. 経緯・理由

2-1 協創によるまちづくりとは

市では、令和2年度、「協創によるまちづくり」推進指針（以下、「協創指針」という）を策定し、人と人とのつながりを基盤に地域課題を解決していくことで、まちの持続可能性を担保し、未来に向けての山陽小野田市のまちづくりを推進していくことを宣言しました。

令和4年度からはじまる山陽小野田市第二次総合計画の中期基本計画においても「協創」の考え方を反映させていくべく、現在、作業を進めているところです。

2-2 「地域課題の解決」に向けて

「協創によるまちづくり」の定義の中にある「地域課題」とは、地域に暮らす人の困りごとの“最大公約数”といえます。各地域の特性により直面している地域課題は様々で、少子化、高齢化、担い手不足、空き家問題、域内交通、買い物難民、健康寿命の延伸と広範であり、市役所内での担当課も市長部局内で多岐にわたります。

これらの「地域課題」の解決にむけて取り組むことは、協創指針の理念の具現化を目指すことにも繋がり、そのためには、ソフト、ハード両面で環境を整えることが必要です。環境整備にあたってポイントを3点あげるならば、

- ①地域ごとの組織 ②地域ごとの拠点と事務局機能 ③地域での活動予算

に集約されます。

① 地域ごとの組織

現在すでに協創指針を実践している地域団体の皆様の活動環境を支援するとともに、そのような熱い思いをもって本市のために汗を流している方々のお力をいただきながら、新たに地域運営組織の導入準備に取り組みます。協創によるまちづくりの象徴事業として、市内全地域での実施を目指します。地域運営組織の取組みの詳細については後述します。

② 地域ごとの活動拠点と事務局機能

誰もが担い手となり、つながりの輪を広げ、つながりを強固にしていく協創によるまちづくりのキーワードの一つが“多様性”です。一方で、誰もが参画することで生まれる多様性は、言い換えるなら、異質な性格をもった人（団体）が、重なり合うということになります。得意分野、組織の設立目的、風土、組織内ルールが異なっているもの同士が集う“場”の構築から醸成には「共通言語をつくる」作業が必要です。中間支援組織の“通訳力”が協創によるまちづくりを左右するといっても過言ではありません。

協創の担い手が気軽に集える活動拠点が地域にあり、そこに中間支援組織機能をもった事務局が常駐することで、協創の場の持続可能性は高まると考えます。

③ 地域での活動予算

現在、地域では多くの団体の方々が公共的活動に尽力されていて、市からは団体補助、事業補助の両面から支援を行っている例もあります。今後、地域運営組織の組成に際しては、組織の構成、実施事業を基に、国等の制度を活用しながら、将来的には地域が“自走”できるように支援を行っていきます。

今回の協議事項「教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管する」は②に該当します。現在、社会教育法に基づき設置され、教育という地域課題の範疇に限られる公民館を、先述の、市長部局が所管する広範な地域課題解決のために事務局機能をもった拠点施設に転換し、協創指針の具現化の環境整備をすすめていきたいと考えます。

なお、市長部局に移管された施設の名称は、現時点では、「地域交流センター」（仮称）とします。

3. 地域交流センターについて

3-1 設置目的

地域課題解決に主体的かつ総合的に取り組むための市民活動の拠点として、「ひとつく
り」「つながりづくり」をすすめ、活力ある持続可能な地域社会の実現を図ります。

3-2 所管

市民部市民活動推進課

3-3 機能

- ・生涯学習の場
- ・地域運営組織の活動拠点
- ・市民活動団体の交流の場
- ・地域福祉の活動拠点
- ・その他 地域課題解決のための活動拠点
- ・住民交流の場（一定の制約のもとでの営業活動も可（地域特産物販売など））

4. 地域運営組織について

地域交流センターの機能の一つとして、「地域運営組織の活動拠点」を想定しています。
地域運営組織は住民サービスの向上、地域経済の循環という大きな目的を掲げ、行政の支
援を受けながら地域課題に取り組む組織です。全国の 802 自治体で 5,783 の組織が作ら
れています。（令和 2 年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業
報告書」：総務省）

地域運営組織は、協創指針の理念を象徴する事業として、今年度、地域運営組織推進室
を庁内に設置し、具体的な取り組みをスタートさせました。まずは、広く市民への制度の
周知に努め、令和 4 年度、あるいは 5 年度から実際に地域での組織の組成を進めていく
ことを現時点で計画しています。

令和3年度 第2回山陽小野田市総合教育会議議題「公民館の地域交流センター化について」に関する教育委員会からの意見に対する回答について

意見1

センター化にあたってはこれまでの公民館活動や社会教育の重要性を十分加味した行政改革が行われ、センター化後も社会教育が維持・発展されるようお願いしたい。

- ・「学びの継続」 学習講座等、地域の学びが衰退しないようにすること。
- ・現在行われている生涯学習活動が、変わらず活動できること

回答1

地域交流センターの設置目的の「地域づくり」には「人づくり」が基盤であり、それに必要な「学び」は、センター化後も継続して実施していくべきと考えております。今回の改正は、公民館を地域交流センター化し、施設の更なる進化のために教育委員会から市長部局に移管するものでありますが、生涯学習・社会教育の推進事業については、教育委員会と地域交流センターが一体的に取り組むことのできる体制を検討します。また、地域の課題が多様化・複雑化する中で、社会教育行政が本来期待される役割を果たすには教育委員会だけでは困難であることが予想されるため、市長部局の各専門分野との連携強化を図り、関係各課が主体的に地域課題解決に向けた「学び」の提供に取り組める体制づくりを検討します。

意見2

現在、各地域で活発に行われている地域学校協働活動が衰退することのないよう、センターの関わりを維持していただきたい。

- ・センターが学校・家庭・地域の連携協働活動に積極的に関与し、第2コーディネーターの役割を継続すること。

回答2

地域の多様な主体の参画を得て、地域全体で子供達の学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動は重要であります。また、学校と公民館が両輪となって地域づくりを進めていく本市独自の公民館長第2コーディネーター制度は、今後の地域づくりの推進に適合したものであり、地域交流センター化した後は、更なる効果が期待できると考えております。つきましては、地域交流センター長（仮称）を引き続き第2コーディネーターとして位置づけ、地域と学校と連携を強化し、地域づくりの推進は図っていきたいと考えております。

意見 3

公民館が地域交流センターとなり社会教育法の制限を外れるが、地域づくりのためのセンター化であることに鑑み、公共性の担保に留意していただきたい。

回答 3

地域交流センターの目的を鑑み、公共性の担保に留意してまいります。

意見 4

上記の取組みを実効性のあるものとするため、社会教育に関する適切な人材及び人員の確保と予算確保をお願いしたい。

回答 4

地域交流センターの目的に応じた必要な人材の確保、職員の資質向上及び予算確保に努めてまいります。

【今後のスケジュール】

令和3年 12月	地域交流センター設置条例及び公民館廃止条例等、関係条例を市議会に上程
令和4年1～3月	(※12月議会で可決の場合) 地域交流センター設置準備
令和4年 4月	山陽小野田市地域交流センター(市内11カ所)の開設